

町田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)2 月 19 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

町田市道路占用料徴収条例（昭和50年4月町田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後

別表（第2条関係）

道路占用料金表

占用物件		単位	占用料(円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>1,490</u>
	略		略
	第3種電柱		<u>3,080</u>
	略		略
	第2種電話柱		<u>2,140</u>
	略		略
	略	長さ1メートルにつき1年	<u>8</u>
	地下電線その他地下に設ける線類		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>1,300</u>
	略	略	略
変圧搭その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>2,610</u>	

改正前

別表（第2条関係）

道路占用料金表

占用物件		単位	占用料(円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>1,480</u>
	略		略
	第3種電柱		<u>3,070</u>
	略		略
	第2種電話柱		<u>2,120</u>
	略		略
	略	長さ1メートルにつき1年	<u>7</u>
	地下電線その他地下に設ける線類		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>1,290</u>
	略	略	略
変圧搭その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>2,580</u>	

	略	略	略
法第32条第1項第2号に掲げる物件	略	長さ1メートルにつき1年	<u>120</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		
	略	略	
法第32条第1項第3号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>2,610</u>
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,400</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	略	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>2,610</u>
	その他のもの		
略		略	略
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条	略	略	略
	標識	1本につき1年	<u>2,140</u>

	略	略	略
法第32条第1項第2号に掲げる物件	略	長さ1メートルにつき1年	<u>110</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		
	略	略	
法第32条第1項第3号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>2,240</u>
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,320</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	略	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>2,240</u>
	その他のもの		
略		略	略
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条	略	略	略
	標識	1本につき1年	<u>2,120</u>

第1号に掲げる物件	略	略	略
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>2,610</u>
略	略	略	略

備考 略

第1号に掲げる物件	略	略	略
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>2,000</u>
略	略	略	略

備考 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の期間に係る占用料について適用し、同日前の期間に係る占用料については、なお従前の例による。